

年金制度改正法案の内容

被用者保険の適用拡大

① 短時間労働者の加入要件の見直し

- ・ 賃金要件の撤廃・・・いわゆる年収 106 万円の壁がなくなる。全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止
- ・ 企業規模要件の撤廃・・・10 年かけて段階的に対象の企業を拡大

51 人以上の企業	36 人以上の企業	21 人以上の企業	11 人以上の企業	10 人以下の企業
現在の対象	2027 年 10 月から	2029 年 10 月から	2032 年 10 月から	2035 年 10 月から

② 社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大

常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種（農業、林業、漁業、飲食店・理容店などのサービス業、神社など）を解消し、被用者保険の適用事業所とする。

③ 社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- ・ 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者に対し、3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置を実施する。
- ・ 事業主が追加負担した保険料について、国などがその全額を支援する。

月額賃金（標準報酬） （年額換算）	8.8 万円 （106 万）	9.8 万円 （118 万）	10.4 万円 （125 万）	11 万円 （132 万）	11.8 万円 （142 万）	12.6 万円 （151 万）	13.4 万円 （161 万）
労働者の負担 （3年目は軽減割合を半減）	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50	本来の負担の 50/50

④ 事業主への支援

事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援。加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討している。

在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金は、60 歳以上の働く高齢者の給与と年金の合計が一定額を超えた場合に、年金の一部が支給停止となる制度です。年金を受取っている高齢者がたくさん働いて給与が増えると、年金は減額される仕組みになっています。なお、在職老齢年金で支給停止の対象になるのは老齢厚生年金で、老齢基礎年金は減額されません。今国会で提出されている年金制度改革法案では、支給停止となる収入基準額を 50 万円（令和 6 年度価格）から 62 万円に引き上げる在職老齢年金制度の見直しが含まれています。

<見直しの効果>

- ・ 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、年金の減額を意識せず、より多く働けるようになる。
- ・ これにより、一部の業界で指摘される高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消に繋がることが期待される。

例 賃金月 45万円、厚生年金の受給額が月 10万円の場合

